

第27回（平成30年度第2回）磐田市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 平成31年2月5日（火） 10:00～10:30
2. 開催場所 磐田市役所 西庁舎3階304・305会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員：三枝幸文委員、江間豊壽委員、内田成美委員、永田英夫委員、近藤孝委員、鈴木好美委員、平井一之委員、秋山勝則委員、芥川栄人委員、芦川和美委員、高梨俊弘委員、山田安邦委員、水野勲委員、杉浦聖委員、藤田允委員、島岡信生委員、深田研典委員
(委員18名中17名出席)
 - (2) 事務局：鈴木建設部長、壁屋都市計画課長、大橋課長補佐、太田主幹、長尾主任、加茂主事
 - (3) 県関係課：建築安全推進課西澤班長、早川主査
廃棄物リサイクル課腰山主査
市関係課：鈴木建築住宅課長、石神主査
ごみ対策課富田課長補佐
環境課伊藤主査
4. 議事録署名人：江間豊壽委員
5. 諮問事項
第1号議案 建築基準法第51条ただし書きに基づく特殊建築物の敷地の位置

1 開会

○都市計画課長 皆様、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、磐田市都市計画審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日ごろは、本市の都市計画行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます都市計画課長の壁屋でございます。よろしくお願いいたします。

先に、資料の確認をお願いします。事前にお渡ししましたA4の「次第」とその裏面が「磐田市都市計画審議会 委員構成表」、「議案書」、「議案附図」、「参考資料」の4種類です。

よろしいでしょうか。

それでは、第27回（平成30年度 第2回）磐田市都市計画審議会を開催いたします。お手元の次第に従いまして進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の欠席者についてご報告いたします。袋井土木事務所所長松浦賢実委員の1名です。

また、磐田警察署長につきましては、交通課須藤係長が代理で出席されています。

なお、事務局側に本議案に関係があります静岡県建築安全推進課と廃棄物リサイクル課の職員が出席していますので、ご了承願います。

2 建設部長あいさつ

○都市計画課長 次第2建設部長よりあいさつを申し上げます。

○建設部長 今回ご審議いただきます案件は、民間事業者の一般廃棄物処理施設の計画について、当審議会に諮るものとなります。委員の皆様におかれましては、専門的な見地から、また市民としての視点からご意見を賜りたく存じます。

のちほど事務局より説明させていただきますので、慎重なご審議をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

3 会長あいさつ

○都市計画課長 次第3三枝会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長 皆様、おはようございます。会長の三枝でございます。当審議会は、市長より提出された市の都市計画に関する案件について審議を行う諮問機関です。

市民の立場に立った議案審議を行いたく、会の円滑な進行に努めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

○都市計画課長 ありがとうございます。

4 議案審議

○都市計画課長 次第4議案審議に入りますので、議事の進行を会長をお願いいたします。

○議長 それでは、第27回磐田市都市計画審議会の審議に入ります。はじめに、磐田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本会議が有効に成立していることをここでご報告申し上げます。

次に、審議会運営要領第9条第1項の規定によりまして、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は、江間豊壽委員にお願いいたします。

【江間 豊壽委員返事】

○議長 ありがとうございます。さて、本日ご審議いただく案件ですが、第1号議案建築基準法第51条ただし書きに基づく特殊建築物の敷地の位置となっております。

この案件は、審議会条例第2条の規定により審議するものです。なお、本日は、議案説明のため、関係職員の出席を求めていますので、ご了承ください。

それでは、議題に入ります。第1号議案について事務局より説明をお願いします。

○都市計画課長 それでは第1号議案について説明いたします。本案件は、民間事業者の一般廃棄物処理施設の計画についてご審議いただくもので、始めに建築基準法第51条の規定や本審議会に付議する根拠について私から説明し、その後、本議案の計画内容につきまして、静岡県建築安全推進課から説明いたします。

それでは、建築基準法第51条の規定につきまして説明しますので、参考資料1をご覧ください。「1 建築基準法第51条抜粋」をご覧ください。「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならない」とされています。また、下線の部分になりますが、「ただし、特定行政庁が、ここでは静岡県になります、都道府県又は市町村の都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではない」とされています。

本議案は、民間事業者の計画となりますので都市計画施設としての恒久性の担保が難しいため、都市計画による位置の決定ではなく、ただし書きの許可での手続きで対応します。

次に、「2 建築基準法第51条ただし書き許可とは」をご覧ください。建築基準法第51条の対象施設は、表の（イ）欄に掲げる施設や、主に公共施設です。（ロ）欄に掲げる一定規模以上の産業廃棄物を処理する施設や、（ハ）欄に掲げる日に5トン以上の一般廃棄物を処理する施設が対象になります。なお、一般的に、産業廃棄物は印刷業等の専門事業所から排出されるもの、一般廃棄物は家庭等から排出されるものです。また、対象となる廃棄物は、処理料金が発生する場合や、無償で処理する場合は廃棄物になりますが、処理業者が廃棄物を買っている場合は原材料となるため廃棄物に該当しません。

諮る審議会で、都道府県又は市町村の区別につきましては、本議案は、新たに一般廃棄物処理を行うもので、（ハ）欄に該当するため市の都市計画審議会に諮るものです。

次に、参考資料2をご覧ください。これは特定行政庁となる静岡県から、本市へ、本審議会に諮問を依頼されたもので、参考にさせていただければと思います。

以上で、私からの説明を終わります。引き続き、本議案の計画の内容につきまして、静岡県建築安全推進課から説明いたします。よろしくをお願いします。

○建築安全推進課班長 静岡県くらし・環境部建築安全推進課の西澤と申します。松岡紙業株式会社から県に申請のありました、磐田市内における建築基準法第51条許可に関する本議案の内容についてご説明いたします。

それでは、第1号議案、提出議案1ページ「建築物の概要書」をご覧ください。まず申請理由について説明します。申請者は、松岡紙業株式会社 代表取締役 三井文雄。敷地の位置は磐田市西島字上成橋 549-2 で、敷地面積は 1,557.51 平方メートルです。今回の計画は、建物の新築又は増築はなく、全て既設の建物になりますが、一般廃棄物処理施設として使用することは建物用途の変更に該当し、建物用途の変更を行う場合は 51 条許可が必要となることから、今回申請を行いました。

松岡紙業株式会社は、平成6年に申請地に磐田営業所を設置し、事業所から排出される産業廃棄物の古紙及び有価の古紙の圧縮梱包を行っています。

一方、市民の方が出す一般廃棄物としての古紙に関しまして、磐田市では、平成24年度に市による古紙回収が終了したため、その代替方策の一つとして、申請者を含む古紙回収業者が市内各所に設置した「古紙無料回収コンテナ」に持ち込むことが広く一般的になっています。申請者が磐田市内に設置したコンテナに持ち込まれた一般廃棄物の古紙は、現在、富士市の松岡紙業株式会社本社で圧縮梱包され、製紙原料として搬出されていますが、輸送コストがかかるため、今回、磐田営業所で圧縮梱包を行うことを計画しています。磐田営業所に設置されている圧縮梱包機の一般廃棄物の古紙の処理能力は1日あたり115.12トンで、許可を必要とする能力5トンを超えるため、51条許可が必要となったものであります。参考までに、産業廃棄物の古紙の圧縮梱包について、廃棄物処理法施行令第7条に該当しないため、51条許可は必要ありません。

議案附図1ページ「位置図」をご覧ください。図面上が北になります。申請地は、図面右側の二重丸で囲まれた部分で、図面左上にある東名高速道路磐田インターチェンジから東へ約 3.5 km、県道磐田袋井線沿いに位置しており、市街化調整区域となっております。申請地への搬出入経路については、搬入車両を赤色の矢印、搬出車両を緑色の矢印で表示しています。

議案附図2ページ「付近見取図」をご覧ください。申請地は赤い線で囲まれ、オレンジ色に塗られた部分でございます。敷地の東側は運送会社の駐車場、北側には自社敷地の駐車場があり、その奥に田んぼが広がっています。南側は県道磐田・袋井線を挟んでバイク販売店舗があり、西側には住宅があります。申請地への搬出入経路については、搬入車両は赤色の矢印、搬出車両は緑色の矢印で表示しており、搬入は、県道磐田袋井線を経由して左折して敷地に入ります。搬出先は主に県東部にある製紙会社となるため、敷地を左折し、県道磐田袋井線を利用する経路となります。直近民家は赤い星印で示している、申請地の西側の住宅です。近接する住宅及び地元自治会に対しては、今回の計画について事前に説明を行い、事業内容について了解を得ております。また、生活環境影響調査を実施し、周辺環境に対する問題はないことを確認しております。

議案附図3ページ「周辺状況写真」をご覧ください。数字と青い矢印は、写真番号と撮影方向を示しています。写真①は敷地北側で、申請者の駐車場があり、その奥には田んぼが広がっています。写真②は敷地東側の状況で、運送会社の駐車場があります。写真③は敷地南側にある搬出入経路になる県道磐田袋井線の状況で、東方向を撮影したものです。道路幅員が 15.4m の 2 車線道路で、運搬車両の通行について支障のない幅員の道路です。写真④は敷地内から西側を撮影したもので、塀の奥に見えるのが隣接する住宅となっております。

議案附図4 ページ「配置図」をご覧ください。現在、敷地内の建物は、工場と事務所の2棟ありますが、今回の申請では、既設の建物をそのまま使用する予定で、建築物の新築はありません。また、圧縮梱包機も既設をそのまま使用する予定で、増設はありません。続きまして、一般廃棄物の古紙に関する処理の流れを説明いたします。古紙は南側にある県道袋井磐田線から搬入し、秤台（トラックスケール）で検量を行った後、工場内の一般廃棄物の処理前保管場所に搬入されます。その後、同じ建物内にある圧縮梱包機で圧縮梱包され、処理後保管場所で保管された後、敷地外に搬出されます。

最後に、本計画が周辺に及ぼす影響について説明します。まず、この計画における交通量の影響についてですが、当該敷地の搬出入車両の増減は、搬入については1日あたり4トン車が6台、搬出については1日あたり大型車1台がそれぞれ増える予定です。なお、搬出入経路である県道磐田袋井線につきましては、現在1日あたり約7,800台の交通量があり、松岡紙業の搬出入車両は、現状より1日あたり7台増える見込みのため、交通の影響は少ないものと考えております。また、敷地から500m以内には学校、幼稚園、保育園、病院等はありません。都市計画法に関する手続については、適正に行われており、また、本許可申請に先立ち「磐田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき協議が行われておりまして、事業者は平成30年9月にこの承認を受けております。

環境対策としては、今回の計画に先立ち、生活環境影響調査が実施され、粉じん、騒音、振動について評価を行っており、いずれの項目についても環境基準以下であり、廃棄物処理法による施設の設置許可に係る手続きについても本許可と同時に進められております。

最後に、事業計画と生活環境影響調査結果に関する周辺住民や自治会への説明を行っており、反対等の意見はないことを伺っております。

これらのことから、周辺の土地利用状況、本施設の周辺に及ぼす影響等を総合的に勘案した結果、本施設の敷地の位置は都市計画上支障がないと認め、許可したいと考えております。以上説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺いたいと思います。何か質問はございますか。

○委員 現状についてです。稼働時間8時間とは何時から何時までですか。また、一日の搬出入の車両台数は何台ですか。

○建築安全推進課班長 朝の8時から夕方の5時までで稼働時間8時間となります。現状の搬出入の台数は1日あたり18台で、今回の計画により7台追加となるため合計25台になります。

○委員 自治会への説明について出席状況などはどうか。

○建築住宅課長 説明の方法について松岡紙業が自治会長に確認したところ、自治会長と施設のある班長が相談し、その結果、近隣の5件に対して直接回ってくださいとの話があり、このなかで特に問題はありませんでした。ただし、同意条件としまして圧縮梱包機以外にフォークリフトの音の規制管理であるとか、能力をあげるときには地元説明をすること、近隣農家からの苦情は適切に対応すること、町内会の活動には積極的に参加していただきたいといった内容で同意を得ています。

○議長 他にありませんか。ないようですのでこれにて質疑を打ち切ります。続いて意見を伺いたいと思います。発言者はその意見が賛成意見か反対意見かを意見の前に添えていただきますようお願いいたします。

【意見なし】

ないようですので、これにて意見を打ち切ります。それでは、第1号議案につきまして、審議会条例第6条第3項の規定により、お諮りいたします。本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり承認されました。以上で、本日の審議は全て終了しました。審議結果につきましては、早速、市長に答申することといたします。それでは、事務局お願いします。

5 閉会

○都市計画課長 三枝会長ありがとうございました。本日は、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第27回磐田市都市計画審議会を終了いたします。